

令和6年5月14日

学生団体各位

学生支援委員会

### 課外活動について

課外活動は、正課と共に学生生活の重要な活動であり、広い視野に立つ教養豊かな社会人としての人格・人間形成に役立つものです。今般、活動日及び活動時間について以下のとおり通知しますので、正課と課外活動の両立に努めてください。

#### 1. 学内活動日について

大学行事による活動不可日の要望に対し、次のとおり拡大します。

- (1) 大学行事日(大学入学共通テスト及び一般選抜は除く)において、真にやむを得ない理由(生き物の世話、活動用具(楽器・道具類)の搬出入等)がある場合は、申請により入学者選抜に支障のない時間・施設での活動を認める(許可証発行)。
- (2) 大学行事の翌週の予備日については、学内者の活動に限り使用を認める。ただし、予備日に大学行事を実施する場合は、許可を取り消す(概ね3日前)。
- (3) 大学行事日(大学入学共通テスト及び一般選抜は除く)において、特に活動を希望する場合は、活動日の10業務日前までの申請により、大学行事に支障がないと認められる時間・施設を限定し学内者の活動を許可(許可証発行)する。

#### 2. 活動時間及び施設使用申請の適正化について

昨年9月の理事訓示以降も部活動優先で正課を阻害している事案が報告されていることから、次の点を厳守してください。

- (1) 履修登録授業科目のある授業時間に課外活動に参加しない、参加させない。
- (2) 早朝・深夜の活動、活動後のミーティング等、正課に支障が生じる恐れのある長時間の活動は行わない。
- (3) 授業及び単位修得に必要な学修時間確保のため、1～4限の部活動は原則として行わない。
- (4) 使用許可時間外の施設使用、使用許可を得ていない施設使用は行わない。

※ 施設使用申請や活動に関する届をしていないと、傷害保険(部員の学研災)等が適用されない場合があるので、必ず提出してください。

※ 課外活動団体が、本学の機能を害し又は本学の秩序を著しく乱すと認められるときは、解散又は活動停止等の対象となります。